

八丈町農業委員会

第10回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和8年2月26日(木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和8年2月26日（木） 9：00～11：00

2. 場 所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：11名

| | | | | | |
|---------|----|----------|----|----|------------|
| 会長 | 14 | 菊池 寛（欠席） | 委員 | 6 | 磯崎 典雄 |
| 会長職務代理者 | 13 | 浅沼 實 | 〃 | 7 | 菊池 勝男 |
| 委員 | 1 | 浅沼 博之 | 〃 | 8 | 菊池 みゆき（欠席） |
| 〃 | 2 | 加藤 純生 | 〃 | 9 | 金田 可奈利（欠席） |
| 〃 | 3 | 磯崎 正 | 〃 | 10 | 金田 秀彦 |
| 〃 | 4 | 伊勢崎 武二 | 〃 | 11 | 沖山 至 |
| 〃 | 5 | 奥山 利平 | 〃 | 12 | 青木 保憲 |

4. 農業委員欠席：3名 農業委員8番 菊池 みゆき、9番 金田 可奈利、14番 菊池 寛

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

| | | | | | |
|----|---|--------|----|---|--------|
| 委員 | 1 | 菊池 家司 | 委員 | 5 | 菊池 有梨沙 |
| 〃 | 2 | 磯崎 光宏 | 〃 | 6 | 奥山 光洋 |
| 〃 | 3 | 村口 知功 | 〃 | 7 | 浅沼 幸友 |
| 〃 | 4 | 浅沼 美和子 | | | |

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：10番 金田 秀彦委員、11番 沖山 至委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

議案第3号 八丈町農業基本構想の意見の聴取について

議案第4号 八丈町地域計画の意見の聴取について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

職代 それでは時間となりましたので第10回総会を開催いたします。本日会長が飛行機の欠航により、欠席の為、私の方で議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
その他、8番委員 菊池 みゆきさんは所用の為、欠席
9番委員 金田 可奈利さんは体調不良の為、欠席
関係機関では島しょ農林水産総合センターの遠藤所長から欠席の旨、連絡をいただいております。本日の会議録署名委員ですが、10番金田 秀彦さん・11番沖山 至さんお願いします。次に代読にて会長活動報告を行います。

職代 <会長活動報告>

職代 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

職代 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年2月26日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1
① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 6,327㎡
② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 7,974㎡
2筆合計 14,301㎡ 権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●● 譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

番号 2

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 1,445 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,593 m²

2筆合計 3,038 m² 権利種別 3条有償移転 譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が離農により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●● 譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ルスカス 続いて場所の説明に移ります。

資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約 40m進み右折、約 240m進み右折、そこから道なりに約 140m進み、右側が①農地、左側が②農地になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 4 ページをご覧ください。

番号 2①農地は、町営中之郷団地より北西方向へ約 210m進み左折、そこから道なりに約 60m進んだ左側の場所になります。

5 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 6 ページをご覧ください。

番号 2②農地は、中之郷駐在所より都道八丈循環線を中之郷出張所方面へ約 140m進み右折、約 190m進み右折、そこから道なりに約 20m進んだ右側の場所になります。

7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、先ほど報告でも挙げさせていただきましたが、①農地については、これまで利用権にてロベの栽培をおこなってきた場所となっており、雑木等が生えている箇所もありますが、農地取得後、開墾等を行いながら、栽培の規模を増やしていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内です。問題ありません。

番号 2 農地の●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、譲渡人である●●●●さんが山村離島振興施設整備事業を活用し整備した耐風強化型パイプハウスが合計 4 棟あり、今回、本人の離農に伴い、ルスカス組合で承認を得たうえで、●●●●さんが引き継ぎルスカスの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認していますので問題ありません。

問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内ですので問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員・推進委員の意見を聞いていきます。
本件には、利害関係者がおりますが、大賀郷地域の説明後に退出していただきます。
大賀郷地域 推進委員5番 菊池 有梨沙さんお願いします。

推委5番 はい。現在は台風の影響もあり木々が倒れておりますが、真ん中に道があり、重機なども入れます。整理すれば何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員2番 加藤 純生さんお願いします。

農委2番 はい。推進委員と意見が同じになりますが、重機も入れるので何も問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて中之郷地域にうつりますが、ここで利害関係者である、推進委員5番菊池 有梨沙委員の退出を命じます。
中之郷地域より推進委員1番 菊池 家司 委員説明願います。

推委1番 農地1番2番共にハウス内にルスカスが植えており、ハウスの中、外共に綺麗に管理されておりました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員10番金田 秀彦委員説明お願いします。

農委10番 はい、今回事業を使って建てたハウスを耐用年数内の移転という事でイレギュラーでしたが、基本的には部会の方で引き継げる方を選定させていただきました。これまでの実績も含め生産に尽力いただけると思いますので、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

本件について、ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件は許可といたします。

退席者の入室を許可します。

議長 続いて、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和8年2月26日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 2,765 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 1,429 m²

③ 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 2,189 m²

3筆合計 6,383 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号2

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振内、面積 8,332 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号3

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 9,012 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 1,438 m²

2筆合計 10,450 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号4

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 10,744 m²の内3,060 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年間20,000円となります。

続いて、場所の説明にうつります。

資料2ページをご覧ください。

番号1 ①農地は、底土野営場より都道八丈循環線を倉の坂交差点方面へ約190m進み左折、そこ

から道なりに約 60m進んだ左側の場所になります。①農地から更に道なりに 120m進んだ右側が②農地、左側が③農地となります。3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 4 ページをご覧ください。

番号 2 農地は、西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約 710m進み左折、そこから道なりに約 350m進んだ右側の場所になります。5 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 6 ページをご覧ください。

番号 3①農地は、バス停檜立温泉入口より都道八丈循環線を逢坂トンネル方面へ約 100m進み右折、そこから道なりに約 220m進んだ左側の場所になります。7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 3②農地は、えこ・あぐりまーと駐車場より都道方面へ約 50m進み右折、約 120m進み右折、そこから道なりに約 40m進んだ場所になります。9 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 10 ページをご覧ください。

番号 4 農地は、バス停三原中前より都道八丈循環線を中之郷出張所方面へ約 100m進み左折、約 220m進み左折、約 30m進み左折、そこから道なりに約 230m進んだ左側の場所になります。11 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、現在、七島信用組合で勤務しておりますが、仕事の傍ら、野菜等の栽培も行っております。農地については、前所有者が亡くなられてから、相続が固まるまで、●●●●さんが維持管理を行っており、きれいに管理されている状態です。今回、相続が完了したため、正式に権利設定を行い、友人と協力しながら、野菜などの栽培をしていく予定とのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況については他に管理する農地はありませんので、問題ありません。

番号 2, 3 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●については、法人として、認定を受けており、農地については、番号 2 農地、番号 3②農地については、既にハウスが建っており、番号 3①農地については、令和 8 年度に山村離島振興施設整備事業を活用しハウスを整備する予定です。今後は、ハウスを活用し、トマトや島とうがらし、アボカドなど他品目の栽培をおこなっていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況については、管理する農地全て島内ですので、問題ありません。

番号 4 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、現在、自己所有する農地でロベの栽培を行っており、農地については、自己所有の農地の道を挟んだ反対側に位置し、段々畑で綺麗に管理され、既にロベが植えられている状態で、引き続きロベの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況につい

ては管理する農地全て島内ですので、問題ありません。
事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員のご意見を聞きたいと思います。
それでは、三根地域より推進委員 4 番 浅沼 美和子さんをお願いします。

推委 4 はい、既に耕作がされて野菜が植えられておりました。かなり広い面積となりますが、一緒に耕作される方もいらっしゃるという事で問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続けて、農業委員 6 番 磯崎 典雄さんをお願いします。

農委 3 はい。事務局と推進委員からも説明がありましたが、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 続いて、大賀郷地域より推進委員 5 番 菊池 有梨沙さん説明願います。

推委 5 はい。全面ビニールも張り替えされており、綺麗に管理されております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長 続けて、農業委員 2 番 加藤 純生さん説明願います。

農委 2 はい。圃場は綺麗に管理しており、問題なく利用も可能です。よろしくお願いします。

議長 続いて、樫立地域より推進委員 2 番 磯崎 光弘さん説明願います。

推委 2 はい。既に農地として利用されており、真ん中あたりに苗も植わっており整理されております。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて農業委員 4 番 伊勢崎 武二さん説明願います。

農委 4 はい。この農地はバナナが植わっていましたが、今回行ってみたら、事務局の説明通りですがハウスを建設するという事で、人を雇って行っていくという事で、雇用促進にもつながるので、大変良いことかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 続けて、中之郷地域より推進委員 1 番 菊池 家司さん説明願います。

推委 1 はい。現況は鉄骨ハウス内に既にアボカドなどが栽培されておりました。ハウス内も綺麗に管理されておりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 続けて農業委員10番 金田秀彦さん説明願います。

農委10 アボカドの国産化を目指すという事と雇用促進にもつながるという事で大変良い事と思います。よろしく願います。

議長 番号4農地について、中之郷地域推進委員1番 菊池 家司さん説明願います。

推委1 草もなく、下葉なども綺麗に落としてあり、問題ないと思います。よろしく願います。

議長 続けて、農業委員10番 金田 秀彦さん説明願います。

農委10 台風の影響により、道の畔が崩れたりしているが、重機を入れたりし、畑のリニューアルをロベで行っているのが、今後より良い農地として利用していただくとお思いますので、よろしく願います。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件について可といたします。

議長 続いて議案第3号八丈町農業基本構想の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 八丈町農業基本構想の意見の聴取について

上記、議案を提出する。令和8年2月26日 八丈町農業委員会会長 菊池 寛
八丈町農業基本構想案について説明させていただきます。

11月の総会でも一度案をご確認いただきましたが、農業委員会、担い手協議会で内容をご確認いただき、意見等を反映させたものを改めて議案としてかけさせていただきました。

A4横の赤字で記載の新旧対照表をご覧ください。

赤字部分が改正部分となりますが、その中でも黄色マーカ一部分が前回示した時から更に変更した部分となります。

黄色マーカ一部分ですが、5P、11P、12P、13P、14P、16P、19P、24P、28Pとなっています。24ページ以外は表記方法などの変更となります。

24ページに関しては直近5年間における認定農業者の利用集積面積割合を基に算出し、55%から33%へと変更しています。今回、内容について決定していただきましたら、今後公告、都への協議を行い、策定といった流れとなります。以上で説明を終了させていただきます。

議長 説明が終わりました。質疑ありませんか？

農委 10 24 ページについて、数字について算出方法が変わったという認識で良いのか？

事務局 そうですね。24 ページに関しては直近 5 年間における認定農業者の利用集積を基に算出するという事になっており、算出方法が変わったことによって数字が変わっていることになります。

農委 10 現時点のシェア率というのは新しくした算出方法だと、どういった数字になるのでしょうか？
今 33% より低いから 33% を目指すのか、段々減っている中で何もしないで 33% まで持ち直しますよという意味なのか？

八丈支庁 補足説明をさせていただきます。現状の数字というのは令和 6 年度の数字が 11 月の時には入っていたと思います。それが実情の数字となります。今回東京都への協議をこれから行っていただきますが、東京都の方での数値目標を掲げていまして、それが 32.8% という東京都の全体の目標があります。基本的にはそれを上回っていただくような目標にしていきたいというのが都からの意向もありまして、それを上回る形を改めて他の区市町村の数値の出し方を参考にして、過去直近 5 年間における平均的な数値から、この先 1.1 倍を目指していけるという事で、相談して 31.3% という数字を設定したという事です。

農委 10 トレンドとして下がっているのか？

八丈支庁 八丈町の傾向としては 30% をやや下回るというのが直近 5 年間ではほぼ横ばいの状態です。

農委 10 それなりに頑張らないと行かないという事ですね。

事務局 そうですね。農業委員会にかけている案件に関しては更新されている内容だとか、新たに耕作するにあたって動いている面積があったりすると思いますが、支庁さんから説明もありましたが、現状の 1.1 倍を目指していくような数値計画となっております。

農委 7 国の指針に沿って、農地面積を増やせというのは難しいと思います。
現実問題としては現状維持も難しいという状況なので、増やすというのは難しいと思います。

事務局 認定農業者の利用集積という数字になっているので、認定農業者の高齢化も進んでいる状況ですので、新たな認定農業者を増やしていく事に力を入れていけたらと思います。

議長 農業委員 10 番よろしいですか？

農委 10 はい。他 1 箇所 33 ページの 6 行目の誤字を修正お願いします。

事務局 承知いたしました。

議長 他、質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

採決にはいります。本件についてご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

本件について、一部修正の意見のみといたします。

議長 続いて議案第4号にうつりたいと思います。

議案第4号 八丈町地域計画の意見の聴取についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 八丈町地域計画の意見の聴取について

上記議案を提出する。 令和8年2月26日 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

事前にお配りの議案第4号資料をご覧ください。

先月の総会で、協議していただきました目標地図の素案を基に、2月2日に協議の場を開催させていただき、本文について協議させていただきました。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、関係機関から意見を聴取することになっていますので、今回の総会で意見の聴取を行わせていただきたいと思います。

目標地図については、前回の総会で協議していただいた内容のままとなっております。

本文についてですが、大きな変更点はございませんが、赤字で記載している箇所について追記をさせていただきました。

追記した部分については、3の(2)は、東京都長期貸借奨励金事業について、借主の要件として③に地域計画の内目標地図に位置付けられている又はそのことが確実に見込まれる者及び法人となっていることから、地域計画にそういった対象となる方は積極的に目標地図に追加し、奨励金事業を活用しながら、農地の集積、流動化を推進していけるよう、文章を追記させていただきました。

3の最後にある、任意記載事項については、大きな被害をもたらした台風22号及び23号をうけ、方針として、農業の復旧に向けて花き産業の基盤である施設の復旧を積極的に進めていくといった内容を追記させていただきました。

地域計画については、年に1回は見直すこととなっているため、今後も状況の変化に対応しながら、このような形で意見を聴き見直していきたいと思います。

それでは、変更内容についてご意見のほどよろしく願います。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。意見の聴取という事で、ご質問・ご意見ありますでしょうか？

〈質疑なし〉

採決にうつります。ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

本件は原案通りとなりますので、事務局の方でまとめの方をお願いいたします。